

ミネラルウォーター類の原水基準の取扱いについて（案）

1. 経緯及び現状

ミネラルウォーター類については、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において、「水のみを原料とする清涼飲料水」として定義され、清涼飲料水としての成分規格（性状 2 項目、微生物 3 項目^{*1}、化学物質 4 項目^{*2}）に加え、製造基準としての原水基準（微生物 2 項目、化学物質 16 項目）が設定されている。

しかしながら、一般的にミネラルウォーター類は、その製造において殺菌又は除菌以外の処理を行わないものがほとんどであり、また、一部の清涼飲料水には、原水にミネラルウォーター類が使用されているものもある。また、コーデックス委員会においては、ナチュラルミネラルウォーター（鉱水のみを原材料とする水）やボトルドウォーター（水道水等を原材料とする水）について製品としての規格設定が行われており、成分規格と原水基準の双方による現行の規制は、必ずしも実態に即していないものと考えられる。

なお、現行のミネラルウォーター類の原水基準は、平成 6 年 12 月にコーデックス委員会のヨーロッパ地域食品規格に準拠して見直しが行われ、その際に、原水の汚染防止を目的として、通知により以下のとおり泉源の衛生管理に関する指標が示されている（平成 6 年 12 月 26 日付け衛食第 214 号）。

「原水は、汚染を防止するため、泉源地及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保には十分配慮するよう必要に応じ指導されたい。環境汚染の指標として、界面活性剤、フェノール類、農薬、PCB 類、鉱油、多環芳香族炭化水素が挙げられる。これらが検出された場合には、汚染の原因を解明し、検出されないもののみをミネラルウォーター類の原水として使用するよう指導されたい。」

*1：うち 2 項目については未殺菌・未除菌のミネラルウォーター類が対象

*2：農薬についてはポジティブリスト制度による規制

2. 対処方針

- (1) ミネラルウォーター類の原水基準を廃止し、成分規格に統一する。なお、成分規格は、暫定的に現行のミネラルウォーター類の原水基準を準用することとする。
- (2) 清涼飲料水の原水基準に、「飲用適の水」に加えて「ミネラルウォーター類」を規定するとともに、原水とは「清涼飲料水の製造時に用いる原料水」をいい、地下水等の泉源を指すものではないことを明確化する。
- (3) 通知による泉源の衛生管理指標の適用を、清涼飲料水の原水全般に拡大する。

＜参考＞ミネラルウォーター類の成分規格案（農薬を除く）（単位：mg/l）

項目	新成分規格	現行原水基準	現行成分規格
混濁*1	認めない	—	認めない
沈殿物*1	認めない	—	認めない
一般細菌*2	100 以下	100 以下	—
大腸菌群	不検出	不検出	不検出
腸球菌*3	不検出	—	不検出
緑膿菌*3	不検出	—	不検出
カドミウム	0.01/不検出	0.01	不検出
水銀	0.0005	0.0005	—
セレン	0.01	0.01	—
鉛	0.1/不検出	0.1	不検出
バリウム	1	1	—
ヒ素	0.05/不検出	0.05	不検出
六価クロム	0.05	0.05	—
シアン	0.01	0.01	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	10	—
フッ素	2	2	—
ホウ素	30 (ホウ酸)	30 (ホウ酸)	—
亜鉛	5	5	—
銅	1	1	—
マンガン	2	2	—
有機物等	12 (過マンガン酸カリウム消費量)	12 (過マンガン酸カリウム消費量)	—
硫化物	0.05 (硫化水素)	0.05 (硫化水素)	—
スズ	150 (ppm)	—	150 (ppm)

*1：原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分、着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅し微生物（製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。）に起因するものを除く。

*2：1ml の検水で形成される集落数。

*3：容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 未満であって、かつ、殺菌又は除菌を行わないものに限る。